

## 第3回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和4年3月7日(月)
- 2 開会日時及び場所  
令和4年3月7日(月) 午後2時00分  
吾妻町ふるさと会館2階研修室第1
- 3 閉会日時 令和4年3月7日(月) 午後3時20分
- 4 委員氏名

### (1)出席者(19名)

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸
13番 坂本 博	14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝
17番 小筏 正治	18番 林田 剛	19番 馬場 保	

### (2)欠席者(なし)

### 5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
参事補	藤吉 文女
主事	山内 将平

### 6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第15号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第16号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

### 7 農政推進に係る協議事項

- (1) 令和3年度農業者年金新規加入者実績について
- (2) 令和4年度の委員活動について

---

午後2時00分開会

○事務局長（増富 浩彦君） 議事に入る前に、議案の訂正をお願いします。

10ページ、議案第13号の申請面積、「299」になっておるところが「1,231」平米です。両方1,231に訂正をお願いいたします。

それでは改めまして、議事進行上発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定してくださいようをお願いいたします。

本日、欠席者はいらっしゃいません。本日の出席者は、農業委員会法第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

いろいろとコロナ禍の中で大変な中、ご参集いただきましてありがとうございます。まだまだ先行きが見えませんが、お気をつけ願います。

それとちょっと話は変わるんですが、世界の状況を見てみますと、東ヨーロッパでは理不尽なことが起こっております。ああいうことはないのが一番いいんですけど、今後、日本にもいろいろ影響が及ぶと考えられますので、その付近も皆様方、ご注意、注視しながら日々のお仕事に励んでいただきたいと思います。

それでは、議事に入ります。

なお、今日は録音がちょっと遠くなりますので、マイクを取って発言をお願いいたします。よろしく願います。

ただいまから令和4年第3回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしく願います。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、15番、森崎茂徳委員、16番、笠原勝委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第11号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、議案第16号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてまでの議案6件となります。

それでは、日程第2、議案第11号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書2ページを御覧ください。

[議案第11号の朗読]

議案書3ページ、申請番号64番から72番まで9件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、申請番号64番から65番です。

申請番号64番は、規模拡大のため借り受ける案件です。

65番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号64番から65番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、内田です。

3条規定で、使用貸借権設定とか10年とかここに書いてありますけど、この3条の場合は10年でしても、結局、自動継続で基盤強化本部とお互いに通知が行くわけじゃなかでしょうけん、この10年とか何年とか書いとるけん、何の意味あるのかなと思って、事務局、質問です。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○事務局長（増富 浩彦君） 今の内田委員さんの質問ですけれども、期限がある定めのある貸借と定めのない貸借というのが当事者同士で選ぶことができます。この10年で設定しておけば、10年後にその合意解約、使用貸借でも、期限の定めのある契約ということで、貸すほうからの意思で合意解約ができるような形になると思いますけれども、10年は10年で切って、今は民法上は50年まで使用貸借もいけると思いますけれども、10年って期限の定めのある契約ということで、期限を切ることはその当事者同士で決めていいんじゃないかと思えますけれども。意味はないことはないと思えます。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） こういうふうに、いつも質問しとるとはですよ、その10年って、貸すほうは何も言わんやったら、そのままずっと十年、二十年って貸したままの状態で行くわけですかいね。

そうしたときに、多分10年で一応切っておる段階であれば、その何らかの形で農業委員会ならば農業委員会のほうから通知が行くならよかですけど、今も農家ばずっと回りよって台帳見よったら、3条の、これはもう戻してもろうちよってとか、そういうことがいっぱいあっておるですたいね。

それで、何かこの使用貸借権というのは、こうして10年なら10年、20年なら20年って決めて、20年までとしても、5年でも、その時点で何らかの形で農業委員会からの通知なり、何かやっぱり行かんことには、本人たちもまだ、その分かっておらんこた状態がたくさんあると思っですね、ちょっと何かの対策ができればと思っでおります。

以上です。

○議長（馬場 保君） 事務局、何かございませんか。

○事務局長（増富 浩彦君） 内田委員さんの言われるのは分かるんですけども、今現在は農地法3条についての解約、基盤強化法は半年前になれば通知を出すんですけども、農地法3条はそこまで法的にもうたわれていないので、雲仙市独自でやるかどうかというのは今後検討をしていかなばいかんかなと思っではいますけども、農業委員さんたちの意見を聞きながら、ちょっと来年度検討したいと思っでます。よろしいですか。

○議長（馬場 保君） 内田委員、よろしいですか。

○委員（2番 内田 弘幸君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会分は、申請番号66番から70番です。

66番は、耕作利便のためもらい受ける案件です。

67番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

68番は、遺言により遺贈を受ける案件、69番は規模拡大のため、70番は後継者に譲り渡す案件です。

現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号66番から70番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査関係分は、71番、72番です。

申請番号71番は、新規就農により買い受ける案件です。長崎市内の大中尾棚田で米作りを5年間体験されてきた方で、地元の方の協力をいただきながら、耕作放棄地の解消を目指されるそうです。しばらくは長崎から通われますが、いずれはこちらに移住され、近くの古民家を改装され、カフェも始められるそうです。

72番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号71番、72番について、ご質疑ありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。

申請番号71番で、新規就農ですか、その人が新規就農でやるということで、この人は一人でやられる予定ですか。

○議長（馬場 保君） 調査会長さん、何か。

○委員（7番 草野 英治君） 地元の協力者がいるということで話を聞いております。

それで、詳しくは池田さんのほうからよかですか。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） 私が地元ということで、本人とはまだお会いしていないんですけど、この協力者と一緒に現地を見ながら話を聞いてきたわけですけど、今ここにも書いてあることも四、五年ぐらいこの経験をしていると。それと、この協力者の隣の古民家をもう近いうちに買うということで、今契約を進めているちゅうことです。

それで先ほども説明があったとおり、もうここに定住をするということで、それで特に地元にも五、六人のこの同じ地域にその中山間の人たちで、共同で農地を管理している人たちが協力をしてやるということで、そのような話を聞いていますので、それで協力できたら大丈夫だろうと私はそういうことで思っております。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

東委員、よろしいでしょうか。

○委員（14番 東 康敬君） ちょっと資料を見る限りはですよ、一人で、これは水田をやられるわけでしょう。

○委員（４番 池田 兼三君） 水田を４反ぐらいと、あとその家の上の、古民家の家の上の１反ぐらいは畑を作って、野菜を作って、それに千々石でタネトっていう物産店があるんですけど、そのところに出荷するというような計画をしています。

○委員（１４番 東 康敬君） 特徴のある経営をされるわけですね。

○委員（４番 池田 兼三君） そうですね、私的にはそういうことです。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１１号、申請番号６４番から７２番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第１２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書６ページを御覧ください。

〔議案第１２号の朗読〕

議案書７ページ、申請番号２８番から３１番です。詳しくは別添２を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（９番 徳永 玉義君） 議席番号９番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、２８番から３１番です。

申請番号２８番は、農家住宅兼駐車場用地として転用を計画されています。申請地は農振白地、１０ヘクタール以上の農地の集団区域内にあることから、第１種農地と判断しましたが、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われます。

次に、申請番号２９番は、従業員住宅用地への転用の追認申請です。申請地は、令和３年１２月２７日付で農振除外されています。１０ヘクタール以上の一団の農地集団にあることから、第１種農地と判断しましたが、申請地が既存の施設の拡張で既存施設の面積の２分の１を超えないため、例外的に許可できる案件であると思われます。また、顛末書にもありますように、土地の境界線誤認による無断転用であると思われるため、簡易手続相当の違反案件に当たると判断いたしました。

次に、３０番、３１番は、申請者が同一の案件です。３０番は、農家住宅用地の一部への転用

の追認申請、31番は、漁具倉庫用地と家の転用の追認申請です。申請地は農振白地、鉄道、宅地、河川等に囲まれた10ヘクタール未満の一団の農地の集団にあることから、第2種農地と判断しました。顛末書にもありますように、非農地化の原因が人為的なもので、かつ20年以上引き続き非農地であると思われるため、簡易手続相当の違反案件に当たると判断しました。

申請番号28番から31番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号28番から31番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

東部調査関係分は、32番です。

申請番号32番は、鶏舎への転用申請です。申請地は農振白地、令和4年1月11日、農振の用途区分が変更されています。

申請番号32番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号32番について、協議いたします。各委員さん、質問がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、申請番号28番から32番について、現地調査の結果も踏まえ、特には問題はないと思われますと総会に報告することにいたします。

次に、議案第13号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書9ページを御覧ください。

〔議案第13号の朗読〕

議案書10ページ、申請番号6番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第13号、申請番号6番については、農地法第5条第1項、申請番号96番と同一事業に

よる転用であるため、次の5条申請と一括協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、次に一括審議することとします。

次に、日程第5、議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書11ページを御覧ください。

〔議案第14号の朗読〕

議案書12ページ、申請番号90番から100番まで、11件の申請があつております。詳しくは資料の別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会会長の徳永です。

東部調査関係分は、90番から93番となります。

申請番号90番は、資材置場と駐車場への転用を計画されています。申請地は農振白地、多比良駅から300メートル以内にあるため、第3種農地と判断しました。

次に、申請番号91番は、賃貸住宅の進入路用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の集団であることから、第1種農地と判断しましたが、既存集落に接続しているため、例外的に許可できる案件と思われれます。

次に、申請番号92番は、一般住宅進入路用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の集団にあることから、第2種農地と判断しました。

次に、申請番号93番は、一般個人住宅への転用を計画されています。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の集団にあることから、第2種農地と判断しました。

申請番号90番から93番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号90番から93番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。



○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

東部調査関係分は、6番と申請番号94番から100番です。

申請番号94番は、一般個人住宅への転用申請です。申請地は農振白地、上下水道の本管が埋設されている道路に面しており、吾妻中学校と歯科から500メートル以内にあるため、第3種農地と判断しました。

次に、申請番号95番も、一般個人住宅への転用申請です。申請地は農振白地、市役所から300メートル以内にあるため、第3種農地と判断しました。

次は、議案第13号、申請番号6番及び議案第14号、申請番号96番です。申請地は平成7年2月24日付で学習塾用地への許可が下りていましたが、当初計画者の娘が家庭教師を始めため断念し、保留となっていました。継承者は工場の緑地化用地として申請されています。会社の業績が伸びており、今後、事業拡大を予定していくため、緑地化用地も増やしたいとのこと。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、新たに拡張される面積が既存施設の2分1を超えないことから、例外的に許可できる案件と思われま

す。次に、申請番号97番、98番は、一般個人住宅への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

次に、申請番号99番は、賃貸住宅用地への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われま

す。次に、申請番号100番は、一般個人住宅への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われま

す。申請番号6番及び94番から100番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、計画変更の申請番号6番及び許可申請の94番から100番について、ご質問がありましたらお願いいたします。ご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第13号、申請番号6番及び議案第14号、申請番号90番から100番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第15号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書16ページを御覧ください。

〔議案第15号の朗読〕

議案書17ページ、整理番号1番から議案書39ページ、整理番号37番までです。

整理番号1番から5番については貸借に係る案件、整理番号6番から22番については所有権移転に係る案件、整理番号23番から37番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。詳しくは、別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第15号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から5番について、ご質疑ありませんか。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。

5番の、26万の再設定、これ違うかなと、間違っていないですかね。（「間違いない」と言う者あり）6,000円（「5万円」と言う者あり）5万円、はい。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号6番から22番について、ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この10番の件ですけど、2反5畝に30万っていうのは、これは10万ぐらいしかせんと。えらい安か。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、私のほうからちょっと説明します。

この2反越しになっているんですけど、その本人は愛知県か何かになっておるとですけど、もうそのここに入る通りは、この買主の農地を入れていかんば入れるところで、それで以前からその売ってくれよと言われておったんですよ。でも買主にも話をしちよつたら、ここは要らんと、何か昔いろいろここ、ごちゃごちゃあった。そういうあれがあつて、これは要らんということで、もう話にならんやったんですよ。

そうしたら、もう今度は、売主のほうで、もうただでよかけん、もう取っちくれろというような形の話になって、それでただじゃあまりにだつていうことで、もうそれで売主と話したけども、話としてたまらんやったところだと聞いています。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 分かりました。

いや、私がこの何というのを今頼まれとつとがあるもんやけん、ちょっと質問したわけです。

それで値段、幾らに設定すればよかろうか思っております。それで質問したわけです。分かりました。

○議長（馬場 保君） 森崎委員、ちょっとよかですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） はい。

○議長（馬場 保君） 今の森崎委員の質問に対して、私も今度、道のないところを中に入れてしたわけですよ。その周りの人たちはもう請け合わずに、しかし地主さんも、ここもよそにおらしてですね、もう戻ってこんちゅうことで、何とかもうただでよかけんっていうような形になったんですけど、その隣を作っておる人間がうちに来まして、5万でも10万でもよかろうかって、2反5畝ばかりあるとですから。我々の立場からしてみれば、反の10万くらい、ならんじやろうかちゅうことで、大体そのぐらいの金額で収めました。

以上です。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかに御質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号23番から37番について、ご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第15号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第7、議案第16号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書40ページを御覧ください。

〔議案第16号の朗読〕

議案書は41ページ、整理番号1番から3番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第16号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第16号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第16号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもって、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後2時50分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（馬場 保君） 引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。令和3年度農業者年金新規加入者実績について、事務局の説明を求めます。

○事務局（山内 将平君） こんにちは。事務局の山内です。お疲れさまです。

次第のほうをめぐってもらって、令和3年度の農業者年金に加入推進についてなんですけども、皆様の推進活動のおかげで、目標15名に対しまして、8名も多い23名の加入がありました。

ありがとうございました。農業者年金の基金のほうの1月の実績データのほうでは、加入者数の全国第3位となっております。加入推進のほうの報告で、活動記録簿のほうに未記入がありましたら、3月のほうの記録簿に記入やりまして、提出のほうをお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、次の令和4年度委員活動について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局から。お手元にプリント2枚刷ってやっとなんですけども、農業委員会による最適化活動の推進等ということで、令和4年2月2日付で農林水産省の経営局長通知ガイドラインというのが発出されて、これを受けまして、2月25日付で農地政策課長通知が発出されました。簡単にいいますと、来年度、令和4年の4月1日からちょっと農業委員さん、推進委員さんの活動の内容が活発化してもらいたいというような内容に変わってくるので、事前にちょっとだけ情報をやっておきたいと思います。

1枚目をごらんください。農業委員会による最適化の活動推進についての内容ということになっているんですけども、1番目の目標設定、この目標設定というのを、農業委員さん、推進委員さんたちの協力を得て、事務局のほうで、成果目標、活動目標というのを立てなければならなくなりました。

(2)の推進委員等の目標というのがありまして、その中でも成果目標、活動目標、日数、活動日数目標ですか、個人でも年間の活動をどのくらいするかという目標を立てて、それに基づいて動いて成果を上げたというようなことになるかと思っております。

2番目の一番重要なのは、今までも活動記録簿というのをつけてもらっているんですけども、さらなるその活動記録簿の記帳が大事になってくるかなと思っておりますので、令和4年度に関しては、何事も活動記録簿に記入する。関係ないことでもいいですので、書き入れてもらいたいと思っております。

2枚目に、新たな農地利用最適化で農業委員会に求められていることということで、参考までにつけております。委員一人一人の活動記録による見える化の徹底ということで、取組の共有と地域の機運醸成ですか。活動記録の記帳の徹底ということで、農業委員会全体で実施した活動だけでなく、委員各人で行った日常的な活動も必ず記録をとということで、これまで記録していた活動はもとより、その隣に書いてあります、これまで記録しなかった活動、地域の農地の見守り、耕作状況の確認、近所の農家への声かけ、農地の相談対応とか、事細かな、地域の農地の見守り

というのが、耕作状況確認となっていますけども、日頃自分の農地に行くときに、例えば、今日はこっちの道を通っていこうかなというふうな、道を変えて行ったときも、こういった地域の農地の見守りの一環になるみたいなので、そういうのは事細かにつけてもらえれば、今日はこっちの道を通っていった、今日はこっちの道を通っていったで活動になりますので、そういったことも、事細かにつけてもらえればいいのかなと思っています。

あと近所の農家への声かけ等は、近所の人と1分でも2分でも、近所の人と農地について語ってもらいさえすれば、活動記録簿につけてもらいさえすれば、活動になるということなので、そういったこともどんどんやってもらいたいと思っています。

なぜこんなことをすとかかなというのは、去年から今年、最適化交付金というのがありまして、その最適化交付金というのが、全国で何百億という予算を取ってあるとですけども、大体50%ぐらいの使用率、うちは、多分もらっているほうの農業委員会に含まれておるとですけども、その中の50%しかちょっと消費はしとらもんやけえ、活動実績と成果実績という、その後で分かるととですけども、今までその活動のほうに3割、成果のほうに7割というふうな感じで配分ばしよったんですけど、今年、令和4年度からは、活動のほうを7割、成果のほうを3割にするという方向転換を国がやっております。その中で、活動のほうが7割になりますので、事細かな活動記録簿の活動が点数になって、最適化交付金の交付金をもらえる額に響いてくるのではないかなということで思っております。

雲仙市の農業委員会としては、会長局長会議というのが3月23日にありますけども、その中で雲仙市は、農業委員会としては、今までもらっておりますので、一応反対の立場では、今のところ2回か3回ぐらいこういう説明会があったんですけども、国のほうには、何でもかこういふことをするのかというものは厳しく言うてはおりますけども、もうこの局長通知と課長通知がちょっと出ておりますので、令和4年度は、示してきたとおりにやっついていかんばいかなとは思っておりますので、農業委員さんたちのさらなる協力を得らばちょっとやっついていけないことなので、詳しく情報が入り次第、最適化推進委員さんたちも含めて説明はしていこうかなと思っておりますので、そのときにはご協力をお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ただいまの説明に対して、意見・質問などありましたら、挙手の上発言をお願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 今、記録にしなかった活動ということで、地域の農地の見守りとか近所の農家への声かけとか、これは項目は、特区の項目は出なかったですか、記録簿の中に。そういう形の記録の仕方というのは、どういう形でやっついていくわけ。

○事務局長（増富 浩彦君） 我々もまだ出来上がった活動記録簿を見とらんけん何とも言えんとです

けど、耕作状況確認とかというのはあると思います。そうせんば書けないので。（発言する者あり）  
枠はあります、と思います。

○委員（14番 東 康敬君） そうすると、今までの活動記録と、また4月からの活動記録簿というのは変わってくるわけですか。

○事務局長（増富 浩彦君） とりあえず変わることは変わるんですけども、うちは、今、やっとならば、そのまま使うかどうかというのは、その出来上がってきたとを見てから、ちょっと事務局のほうで判断して、急激に変えるとういなのかなとも思っております。

活動記録簿については、農業会議所が全国共通なもんを作るということになっておりますので、それが出てきて、必要な分だけ抜き出して、独自なもんにするか、そのまま渡して、こういう活動はこれにつけてくださいという説明会はしたいと思っておりますので、ちょっと待つとってもらえればと。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかに質問等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、その他に移ります。

事務局、または皆さんから何かありませんか。坂本委員。

○委員（13番 坂本 博君） 13番の坂本です。ちょっと地元じゃない、国見町のほうになるんですけど、事務局にお尋ねですけども、先月かな、住宅の横を畑を、そこに家に建てるときに、屋敷は建てずに、ちょっと分けてもらうときに、その地主さんが、もうこっちの畑、横におって、要らんから全部引き取ってくれということで、何かして、600平米かな畑があるそうなんですけど、この前見てもらったら駄目やったって言われたもんで、農家じゃないから、農地が買えないというのがあるんでしょうけど、もうそこが、荒れ畑で、もうそれを開墾して今きれいにしとらすとですけど、何とかそういう対策ができないものかということを知りたいと言ったもんですから、受益者の話ですけど。

○議長（馬場 保君） 事務局何か説明できますか。

○事務局長（増富 浩彦君） 恐らく、それ自分たちで契約をしとらして、その方その下限面積が、ほかに農地を持たっさん人で、多分工事ができないって多分言うたんじゃなかろうかなと思っております。今のところ、どうしようもないとです。昔、自分たちの口約束でそういったことをしとらすもんやけんが、うちの的にはどうしようもなかですけど、国の通知によれば、下限面積の撤廃も何かいじるような感じで載っておりますので、もうちょっとしばらく待つてもらえば、撤廃になるとじゃないかな、下限面積の撤廃にはなるとじゃないかなというとは思っておるとですけども、ほかは、今のところ何もないんじゃないかなとは思いますが、ちょっと検討させてください。

○委員（13番 坂本 博君） 一応そのときには、必要な分だけを分けてもらうとらすけんね。その

時点では荒れ畑やったけえ、そんなら荒れたまんまで農地を買えたらよかったんじゃないかって言いよったけど、すぐ横の畑の人がきれいに作っとらすけん迷惑かけるかなと思って、自分が手入れしちゃった。(発言する者あり)

○議長(馬場 保君) 坂本委員よろしいですか。

○委員(13番 坂本 博君) はい。

○議長(馬場 保君) ほかに何かご質問等ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ほかに意見もないようですので、これをもちまして、農政推進に係る協議を終了します。委員の皆様お疲れさまでした。

午後3時20分閉会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 3月 7日

議 長

署名委員

署名委員